

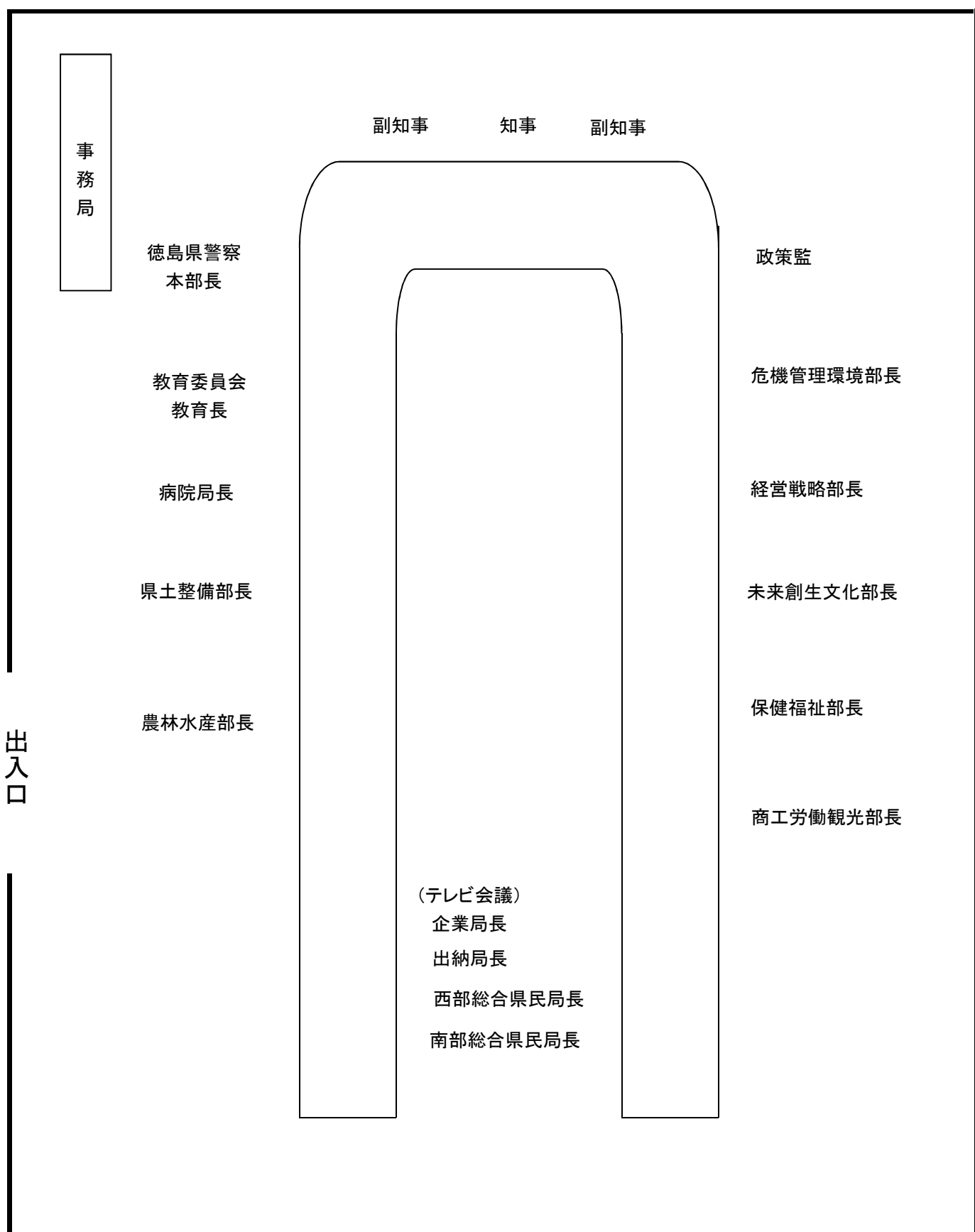
第72回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和4年1月8日（土）
午後3時45分から
場 所：県庁3階 特別会議室

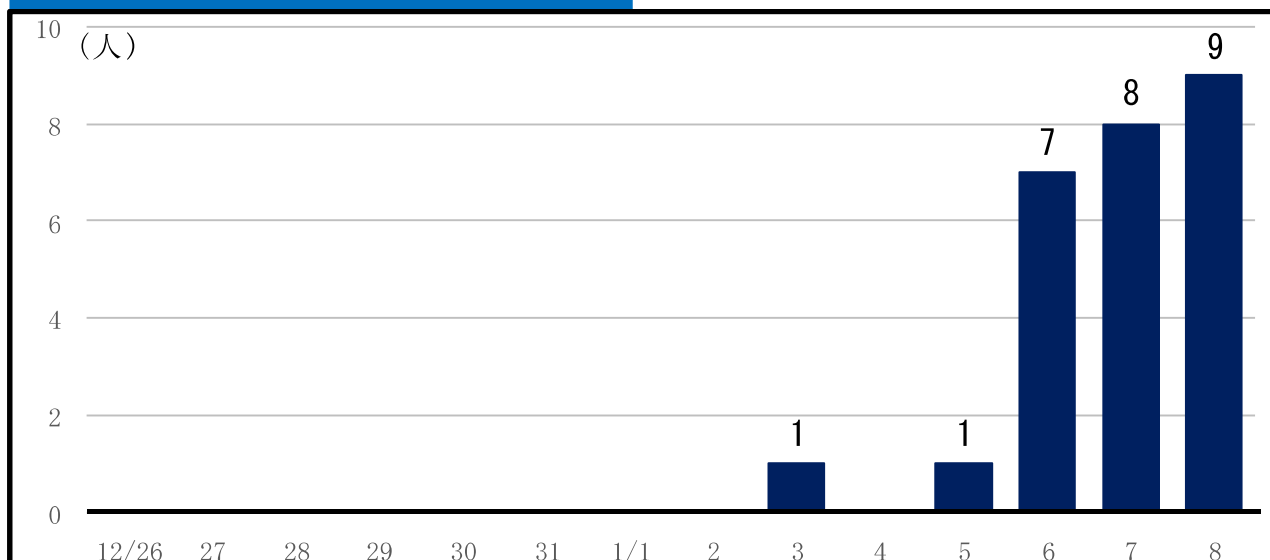
◎協議事項

- ・とくしまアラート等について

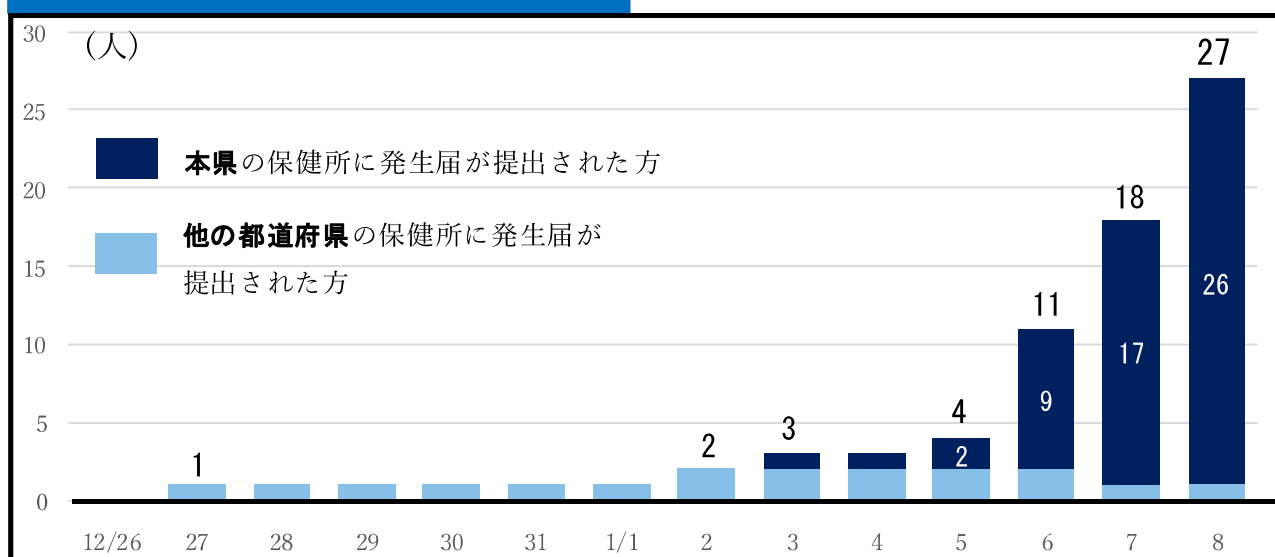
徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



○1日の新規感染者数の推移



○療養者数（入院）の推移



○クラスターの発生

・59例目 児童等利用施設クラスター:1/8 認定(累計5名)

資料 2

1/8(土)時点

【とくしまアラートに係る指標について】

医療提供体制の負荷	
①最大確保病床の使用率	②重症者用病床の使用率
10.3% (27/263)	0.0% (0/25)

(参考)とくしまアラート発動基準

とくしまアラートのレベル分類	感染観察(レベル1)	感染警戒(レベル2)		特別警戒(レベル3)		非常事態(レベル4)
		前期	後期	前期	後期	
最大確保病床使用率	10%以上	20%以上	35%以上	50%以上	70%以上	一般医療を大きく制限しても 新型コロナウイルス感染症への 医療に対応できない状況
重症者用病床使用率	—	15%以上	30%以上	45%以上	60%以上	

(参考)感染状況を表すその他の指標について

感染の状況		医療提供体制の負荷		監視体制
直近1週間 (1/1～1/7)の 新規報告者数	感染経路不明割合	療養者数	入院率	PCR陽性率
26人 うち、60歳以上 (0人)	0.0% (0/26)	27人	100.0% (27/27)	2.1% (26/1,211)

(参考)10万人あたり
3.57人
(26人 /72.8万人×10万人)

(参考)10万人あたり
3.71人
(27人 /72.8万人×10万人)

(療養者数)	(入院者数) 27				(宿泊療養者数) 0	(自宅健康観察者数)
	(入院)		(調整中)		(宿泊者数)	(入所待機者)
	27		0		0	0

※直近1週間の新規報告者数、感染経路不明割合、検査件数、陽性率の 基準期間は、1月1日(土) ～ 1月7日(金)
※陽性率は、県検査のほか、医療機関による検査結果を含み、民間検査会社による検査結果を除く。
なお、医療機関による検査数は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システムより得られた情報に基づく。
※とくしまアラートの発動基準としては、①②の指標を基本とし、その他の指標も含めて総合的に判断して決定する。

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 5 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、当面の間、「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和 3 年 11 月 30 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「令和 3 年 11 月 30 日付け事務連絡」という。）のとおり対応をお願いしているところですが、今後、自宅療養や宿泊療養を行う体制（以下「自宅等の療養体制」という。）が整った自治体について、感染急拡大が生じた場合には、下記のとおり対応（以下「本件対応」という。）を行うことを可能とします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

1. 自宅等の療養体制の確認について

本件対応を行おうとする自治体は、以下の体制その他の自宅等の療養体制が整っていることを確認すること。

- ・経口薬について、医療機関間の連携により診断の当日ないし翌日での投与可能な体制を確保していること
 - ・陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察やオンライン診療・訪問診療等（※）ができる体制を確立していること
 - ・パルスオキシメーターを自宅療養開始当日ないし翌日に配布すること
- ※往診や電話診療を含む。

（参考）「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」（令和 3 年 12 月 28 日付け厚生労働省新型コロナウイルス

ス感染症対策推進本部事務連絡)

「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」(令和3年10月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

2. 自宅等の療養体制が整った自治体における感染急拡大時の対応について

1. に示す自宅等の療養体制が整っている自治体において、自治体の総合的な判断の下(※)、感染の急拡大が確認された場合には、オミクロン株の患者等について以下の①及び②の対応を行うことが可能であること。

※総合的な判断の考慮要素は以下のとおり。

- ・オミクロン株の患者について全員入院を続けた場合に、3週間後に必要とされる病床数に基づく病床使用率(確保病床数に占める使用者数の割合)が50%を超えることが想定されること
- ・上記患者の濃厚接触者について全員宿泊施設待機とした場合に、3週間後に必要とされる宿泊療養施設の使用率(確保居室数に占める使用者数の割合)が50%を超えることが想定されること
- ・その他、医療現場や保健所業務のひっ迫状況等が想定されること

＜自治体における対応＞

①令和3年11月30日付け事務連絡のⅠ. 1. において入院を行うこととしているB.1.1.529系統(オミクロン株)の患者等について、デルタ株等と同様、症状に応じて、宿泊療養・自宅療養とすることとして差し支えないこと。

②令和3年11月30日付け事務連絡のⅠ. 2. において宿泊施設に滞在することを求めているB.1.1.529系統(オミクロン株)の患者等の濃厚接触者について、デルタ株等と同様、自宅等に滞在することとして差し支えないこと。

3. 本件対応に係る厚生労働省への事前報告について

2. の対応を行おうとする自治体は、あらかじめ、その旨を厚生労働省に報告すること(連絡先は下記の通り)。

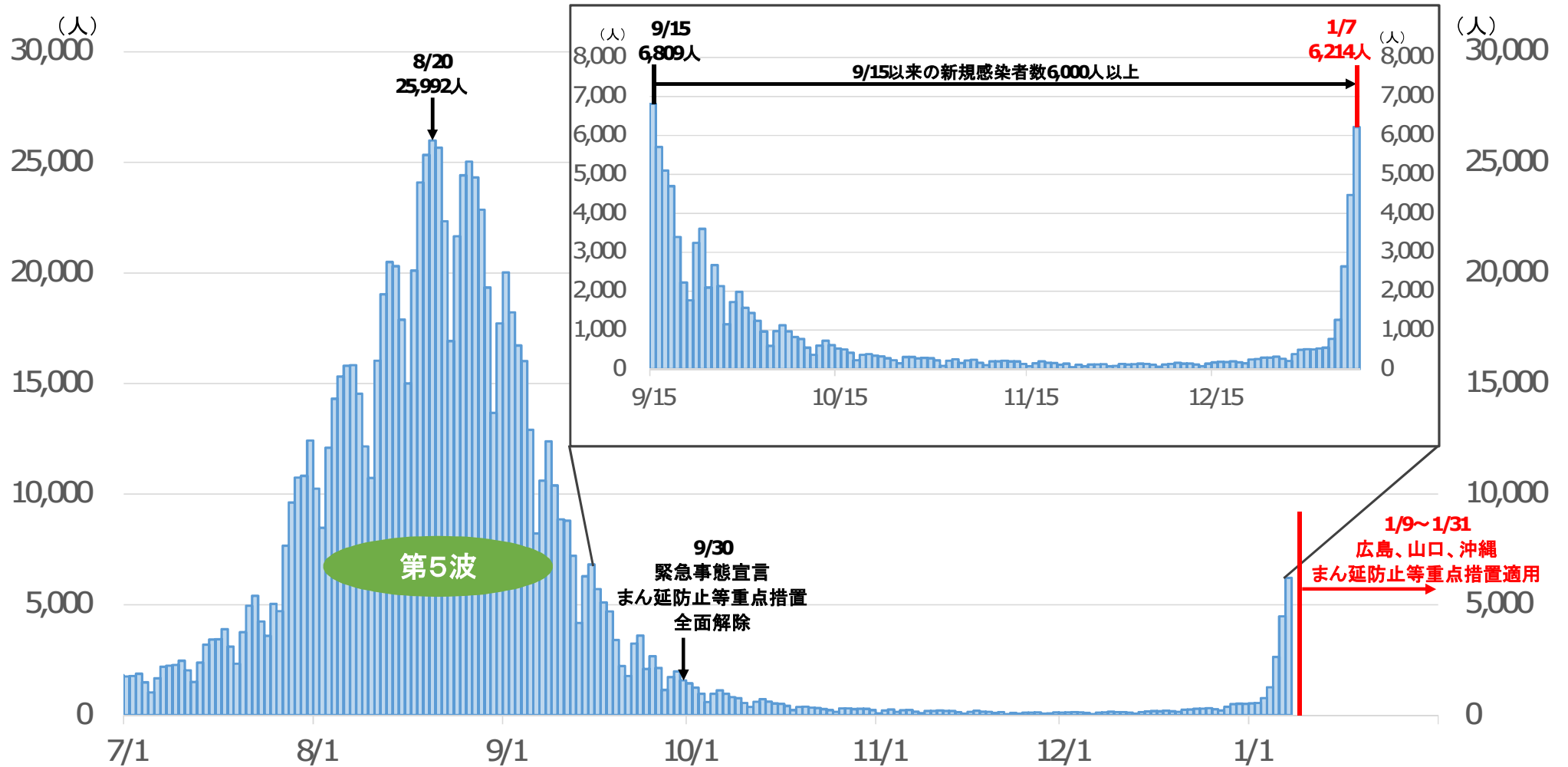
(連絡先)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班

Email: variants@mhlw.go.jp

全国の感染状況 (1日の新規感染者数 1/7 23:59時点)

資料 4



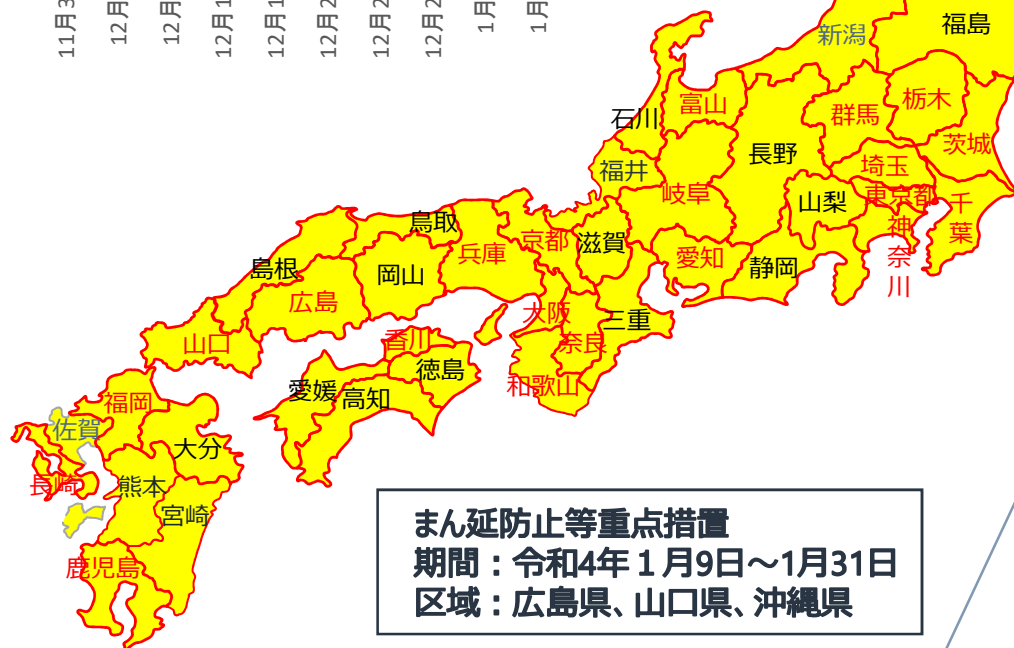
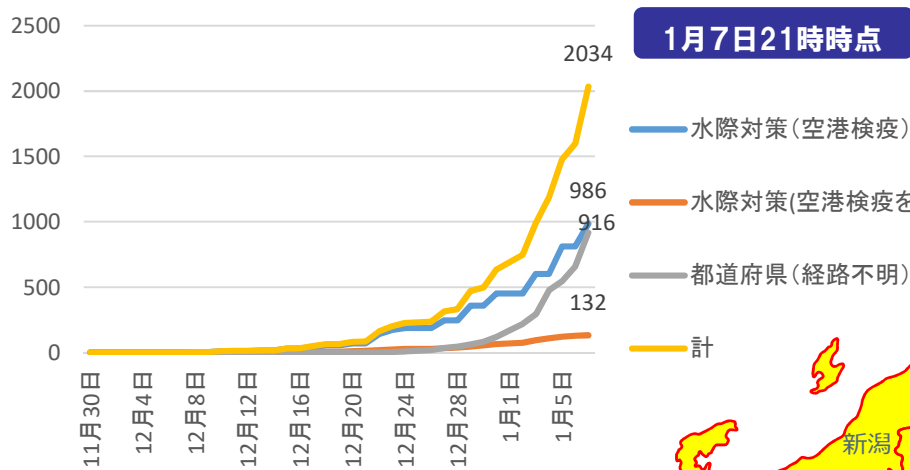
全国の新型コロナウイルス感染症発生状況

オミクロン株が確認された都道府県 45都道府県 (95.7%)

◆市中感染の可能性 23都道府県 (48.9%)

- 黄色に着色している都道府県は、1月8日に感染者が確認されている都道府県
- 各都道府県を赤色で囲んでいるのは、これまでにオミクロン株が確認され公表している都道府県
- オミクロン株が確認され、市中感染(感染経路が明らかになっていない者等)として公表している都道府県は、都道府県名を赤色で着色

国内オミクロン株感染者数推移(累計)



まん延防止等重点措置
期間：令和4年1月9日～1月31日
区域：広島県、山口県、沖縄県

沖縄

- 厚生労働省の公表データより作成
- 各自治体の公表に基づく
- 1月8日の公表データにより作成

資料 5

都道府県名	国内のオミクロン株感染報告 都道府県(公表)		
	オミクロン株 が確認された 都道府県(人)	感染経路 不明有無	合計(人)
北海道	12	○	12
青森県	1		1
岩手県	5		5
宮城県	4		4
秋田県	0		0
山形県	16		16
福島県	3		3
茨城県	5	○	5
栃木県	7	○	7
群馬県	4	○	4
埼玉県	23	○	23
千葉県	41	○	41
東京都	115	○	115
神奈川県	13	○	13
新潟県	1		1
富山県	1	○	1
石川県	13		13
福井県	4		4
山梨県	9		9
長野県	8		8
岐阜県	4	○	4
静岡県	15		15
愛知県	53	○	53
三重県	4		4
滋賀県	3		3
京都府	78	○	78
大阪府	171	○	171
兵庫県	28	○	28
奈良県	6	○	6
和歌山県	3	○	3
鳥取県	3		3
島根県	32		32
岡山県	18		18
広島県	56	○	56
山口県	101	○	101
徳島県	1		1
香川県	2	○	2
愛媛県	7		7
高知県	1		1
福岡県	17	○	17
佐賀県	0		0
長崎県	8	○	8
熊本県	3		3
大分県	4		4
宮崎県	4		4
鹿児島県	5	○	5
沖縄県	135	○	135
小計	1,048		1,048

	オミクロン株の確認数(人)	合計(人)
空港検疫など	986	986
都道府県及び検査で確認された オミクロン株患者数(人)		合計(人)
合計	2,034	2,034

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示

令和 4 年 1 月 7 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関してまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨及び次の事項を公示する。

記

（１）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 4 年 1 月 9 日から 1 月 31 日までとする。ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 4 項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（２）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

広島県、山口県及び沖縄県の区域とする。

（３）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

徳島県が実施している 新型コロナウイルス感染症に関する各種検査事業

資料 7



新型コロナウイルス
対策ポータルサイト

県に登録された薬局等で、原則として対面で検査を実施する

01 感染拡大傾向時の一般検査事業

PCR検査

抗原定性検査

抗原定量検査

1月31日
まで実施

対象者：感染不安のある無症状の全ての県民（ワクチン接種済者を含む）



02 ワクチン・検査パッケージ等検査促進事業

PCR検査

抗原定性検査

抗原定量検査

対象者：健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない無症状の県民

自宅等から、検体（唾液）を入れた検査キットを検査機関に送付する

03 帰省者向け事前 PCR 検査受検支援事業

PCR検査

対象者：就職、進学、単身赴任等による県外居住者で本県に帰省する者



04 県外出身大学生向け帰県前 PCR 検査受検支援事業

PCR検査

対象者：県内の大学等に在籍する県外出身学生で帰省後に本県に帰県する者



05 学校における戦略的モニタリング検査

PCR検査

対象者：部活動の全国大会等に参加する中学生・高校生
進学や就職のために県外において受験する高校生 等

各店舗(コロナ対策三ツ星店)に検査キットを常備し、対象者が自ら検査を実施する

06 飲食店・宿泊施設向け抗原検査事業

抗原定性検査

対象者：飲食店・宿泊施設の従業員で感染が疑われる症状のある者



飲食店向け



宿泊施設向け